

斑鳩町

いじめ防止基本方針

斑鳩町教育委員会

令和7年4月改訂版

も く じ

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための基本的な事項	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	3
3 いじめに対する基本認識	4
(1) いじめの認知	4
(2) いじめの理解	4
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	5
(1) いじめの未然防止	7
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめへの対処	8
① いじめへの対応	8
② ネット上のいじめへの対応	9
(4) 家庭や地域、関係機関との連携	10
① 家庭との連携	10
② 地域との連携	11
③ 関係機関との連携（警察・福祉関係・医療機関との連携）	11
第2 いじめ防止等のため「斑鳩町」が実施する取組	13
1 「いじめ防止対策推進法」に定める組織	14
(1) 「いじめ防止対策推進法」第23条及び第25条に基づく組織体制	14
(2) 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条に基づく組織体制	15
2 「教育面」で実施すべき施策	16
第3 いじめ防止等のため「学校」が実施する取組	18
1 いじめ防止等のための「年間指導計画」の作成	18
2 基本的・主体的な取組を推進する上での留意事項	18
3 いじめの防止	19
4 早期発見	20
5 早期対応・再発防止	21
6 「いじめ解消」に向けた取組	21
第4 「家庭、地域、関係機関」における取組	24
1 家庭における取組（保護者の役割）	24
2 地域における取組（地域の役割）	25
3 関係機関との連携（協働）	26

第5 重大事態への対処	27
1 「重大事態」の定義	27
2 「重大事態」の基本的姿勢	28
(1) いじめの重大事態に対する平時からの備え	28
(2) 学校設置者（教育委員会）及び学校の基本的姿勢	28
(3) 重大事態を把握する端緒	29
(4) 調査組織の設置	29
(5) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	30
(6) 重大事態調査の進め方	30
3 「重大事態」の判断	31
(1) 「重大事態」の判断	31
(2) 「総合教育会議」の設置	32
4 町教育委員会及び学校による「重大事態」調査	33
(1) 「重大事態」発生時の報告	33
(2) 調査の趣旨	33
(3) 調査の主体	33
(4) 調査組織の構成	34
(5) 事実関係を明確にするための調査の内容と方法	34
(6) 自殺の背景調査における留意事項	36
(7) 調査実施におけるその他の留意事項	37
(8) 調査結果の提供及び報告	37
5 調査結果の報告を受けた「町長」による再調査及び措置	38
(1) 再調査	39
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	40
※ 参考資料	41
【資料1】 いじめのサイン「発見シート」	42
【資料2】 いじめ発見の「チェックポイント！」	43
【資料3】 いじめの問題への取組についての「チェックポイント！」	46
【資料4】 いじめが抵触する可能性がある「刑罰法規」（例）について	50
【資料5】 いじめに関する通知文	53
※ 参考【法・基本方針の関連する規定】	82
● いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）	82
● いじめ防止等のための基本方針（平成25年10月11日文科科学省大臣決定）	90
● 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	99
※ 引用・参考文献	105

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体に危険をもたらすおそれもある重大な人権問題です。

斑鳩町では、すべての児童生徒の人権を守るため、平成 25 年に公布された「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）及び「奈良県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）の対策を総合的かつ効果的に推進してきました。

学校教育は、すべての子どもたちが安心して学校に通い、学び、語らい、笑顔で自宅に帰るといった日常を守る、極めて重要な役割を担っています。

斑鳩町では、この基本的な考えに立ち、次の3つの柱を基軸として、『斑鳩町いじめ防止基本方針』を策定しました。

- ① 就学前から学齢期・青年期に至るまで、一貫して自己有用感や自己肯定感（自尊感情）、社会的な規範意識等を高める取組を推進し、「いじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さない」子どもを育てること。
- ② いじめの早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、家庭、学校、地域、子どもに関わる関係機関等が積極的に連携・協力し、早期解決を図ること。
- ③ 家庭、学校、地域において、大人がそれぞれの責任と役割を明確に自覚し、「子どもをいじめから守り抜く」姿勢を貫くこと。

しかしながら、いじめを背景とする自殺などの深刻な事案は依然として後を絶たず、令和 4 年度にはいじめに起因する重大事態の件数が過去最多を記録しました。これを受けて、令和 4 年 12 月には「生徒指導提要」が改訂され、令和 6 年 8 月には「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されるなど、全国的にいじめ防止に向けた取組が一層強化されています。

こうした社会的な動向を踏まえ、斑鳩町では令和 7 年 3 月に『斑鳩町いじめ防止基本方針』を改訂いたしました。今後も、町全体でいじめ防止等に向けた取組を進め、すべての教育活動において、子どもたちの「安全」と「安心」を確保するとともに、学校・地域社会・家庭・関係機関が緊密に連携し、「いじめを許さない、見逃さない」学校・社会づくりを推進してまいります。

第1 いじめ防止等のための基本的な事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

斑鳩町民の願いは、子どもたち一人一人の人権が守られ、健やかに成長することである。

いじめに苦しむ児童生徒を一人でも多く救うために、大人は「いじめはいつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものである」、「いじめは人権侵害である」、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」、そして「全ての子どもが、幸せに生きる権利をもっている」ということを、それぞれの立場で児童生徒に伝え、理解させる役割と責任を担っている。

その認識を強くもち、学校と家庭、地域、子どもに関わりのある関係機関等が積極的に連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めるため、次に、いじめ防止等に関する基本的な考え方を示す。

- (1) 就学前より学齢期・青年期に至るまで、一貫した自己有用感や自己肯定感(自尊感情)、社会的な規範意識を高める取組を推進し、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」子どもを育成する。
- (2) 家庭や学校と共に、地域や子どもに関わる機関等が連携・協働し、子どもの「生き抜く力」を育む。
- (3) いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの「未然防止」に取り組む。
- (4) いじめの「早期発見」に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭と学校と地域や子どもに関わる機関等が積極的に連携・協力し、「早期対応」を図る。
- (5) 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、「決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く」姿勢を貫く。

2 いじめの定義

[定義 : (「いじめ防止対策推進法」より)]

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

[要点]

- ① 行為者も客体も児童生徒であること。
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること。
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じることをすること。

[いじめの定義] 文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。

※「児童等」が「児童生徒」となっている。

※「起こった場所は学校の内外を問わない」ことが明記されている。

3 いじめに対する基本認識

(1) いじめの認知

- ① いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で行動する場合、しばしば発生するものである。例えば、「言い過ぎてしまい相手を傷つける」、「自分勝手な行動をとって相手の反感を買う」など、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものも含まれることがある。
- ② いじめは、予期しない方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ③ 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要がある。
- ④ 学校においては、発生しているいじめをもれなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組につながっていく第一歩であること認識する必要がある。

(2) いじめの理解

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、いじめを行う者、いじめを受けている者は、その状況により立場が変わる場合もある。
- ② いじめは、「加害」・「被害」という二者関係だけでなく、その状況を面白がったり、はやし立てたりする「観衆」、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」の存在が、さらにいじめを助長している場合がある。
- ③ この始まりは、「からかい」や些細な「ふざけ合い」によるいじめであっても、その行為が継続する又は多数による行為となることで、執拗に相手を追い込む言動、さらには暴力や金銭の強要などを伴ういじめへと発展するケースがある。このことは、被害を受けている児童生徒の生命又は身体に重要な危険を生じさせる可能性がある。

- ④ いじめ行為や態様によっては、犯罪行為として取り扱われるものもある。
- ⑤ いじめは、大人の見ていないところで行われることが多く、大人の前で行われていた場合でも、気付かれないような言動によるものが多い。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童生徒の些細な変化など、サインを見逃さないようにする必要がある。
- ⑥ 大人が、他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった振る舞いが、児童生徒に影響を与えている可能性があることを、大人は自覚する必要がある。
- ⑦ いじめの要因や背景は、本人の状況、児童生徒の関係性、家庭、学校、社会の状況など様々である。いじめの行為については、厳しく指導を行なう必要があるが、生徒指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けた者だけではなく、加害の行為を行った者に対してもカウンセリングマインドをもって、きめ細かな指導・支援を継続的に行っていく必要がある。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

[学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」より]

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[いじめに対する措置 「いじめ防止対策推進法」より]

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に 応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に 係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者と いじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) いじめの未然防止

いじめを未然に防止するためには、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう努めなければならない。そして、児童理解、生徒理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「**いのちの教育**」を推進する必要がある。

全ての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、「**いじめを生まない・いじめを許さない**」社会をつくるために、次の項目に取り組む。

- ① 児童生徒に、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ② 児童生徒がいじめについて考え、行動する機会を教育課程に位置付け、教育活動の充実を図る。
- ③ 児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など「和の精神」の素地を養う。
- ④ いじめの背景には、ストレス等の心理的な要因もあることから、児童生徒がストレスを適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、充実感のもてる学校生活を送ることができる学校づくりを行う。
- ⑥ 学校におけるいじめ問題については、社会全体で取り組む必要があることから、いじめ防止等に対する学校の考えや取組について、PTAや学校評議員会、地域の関係団体等と協議する機会を設けるなど、学校と家庭、地域が連携・協力して、「**いじめを生まない、いじめを許さない**」環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童・生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは、「**大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ**

合いを装って行われたり」するなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。また、いじめをする側と、いじめをされる側が状況に応じて入れ替わることがあるという認識をもつことが必要である。

したがって、些細な兆候であっても「いじめではないか？」との疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めることが重要である。

- ① 児童生徒が、いつでも大人に相談できる環境づくりを行う。
- ② 教職員が日ごろから、児童生徒の表情や態度を観察したり、声をかけたりすることにより、些細な変化や兆候も見逃さない。
- ③ 日記や生活記録をとおした対話による児童生徒の気持ちの変化を把握する。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーによる相談日の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ⑤ 学校がいじめ防止の啓発を行うとともに、家庭、地域と連携して、常に児童生徒を見守る体制をつくる。

(3) いじめへの対処

いじめと認められた場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが重要である。

また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から研修会等を通じて、いじめを把握した場合の対処の仕方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とする体制整備を行っておくことが重要となる。

① いじめへの対応

ア 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解を図る。

イ 支援・指導方針や具体的な対応の仕方、役割分担を決定しておく。

ウ 全体像の把握（事実確認）に当たっては、「いじめの訴えの傾聴」、「事実と気持ちの聞き取り」、「事実関係の整理（いじめの構造の把握）」、「保護者との連携」等を丁寧に行う。

エ いじめられた児童生徒への支援、保護者との連携・協力に当たっては、「被害児童生徒を必ず守る姿勢」、「心のケアと学校生活における適切な配慮」、「保護者への迅速な連絡と対応」等、児童生徒に寄り添った体制を構築する。

オ いじめた児童生徒への指導と保護者への助言に当たっては、「事実と気持ちの聞き取り」、「いじめ行為の自省」、「疎外感や孤立感を与えないよう配慮しながら指導を継続（いじめを行った背景に十分留意した指導）」、「保護者への迅速な連絡と継続した助言」、「良さを伸ばしていけるか、かわりを継続」等により、自己有用感、自己肯定感（自尊感情）を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める。

カ いじめが起きた集団への指導に当たっては、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

② ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗中傷・名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行うなどして、情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上でのいじめに対応するマニュアルを整備する必要がある。

ア 未然防止の観点から、児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。

イ インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。

ウ 児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。

エ 不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講じるなど適切に対処する。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

児童生徒の健やかな成長とよりよい学びのためには、日ごろから学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関等とが連携して様々な取組を工夫することが有効である。保護者は子どもの教育について第一義的な責任を有する。しかし、家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要であることから、PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し協働で取り組む必要がある。

連携に当たっては、単に情報の交換（情報連携）だけではなく、相互に一体的な対応を行う「**行動連携**」が重要であり、その充実を図るため、学校は日常の取組の中でも、緊急対応時における場合にも、家庭、地域、関係機関それぞれの状況や特性、特徴等を理解し、必要に応じた連携が図れる組織づくりを行う必要がある。

① 家庭との連携

保護者は、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもたちに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む役割を担っている。

また、子どもは誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支える必要がある。

ア 日ごろから子どもが、悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も困ったときに子育てに関する専門機関に相談する。

イ 子どもと共に過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化やSOSに気付くよう努める。

ウ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもと共に考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身に付けるための研修会等に積極的に参加する。

エ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力を求めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるよう心掛ける。

② 地域との連携

斑鳩町では、家庭・地域・学校が一体となり、地域ぐるみで子どもを見守り育てる「地域とともにある学校づくり」を推進するため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」の充実化を図っている。

子どもたちが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止につながる例も少なくはない。いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要である。

ア PTA活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

イ 地域の人材を活用した学校教育活動を推進する。また、児童生徒と家庭や地域の多くの大人が接する機会を学校教育計画に位置付ける。

ウ いじめの未然防止や早期発見した場合の速やかな情報提供や通報が、いじめの早期対応や早期解決につながる可能性があることから、平素から、情報共有体制を構築しておく。

エ 児童生徒が日ごろから、地域の大人たちと接することで、自分の存在を「知ってもらえている」と感じることで、子どもの心の安全・安心につながる。

③ 関係機関との連携

子どもが成長していく過程においては、「心身に大きなダメージを受けるような重篤な内容」であったり、「法に触れるような事案」であったり、学校だけでは解決できない課題や問題を抱えることがある。その場合、学校だけで対応するには限界があり、学校以外の関係機関と連携し適切に対応する必要がある。

ア 警察との連携

暴行や脅迫等を伴ういじめや、ネットによるメールや掲示板での誹謗・中傷行為は犯罪行為である。いじめられている子、いじめている子、双方

の保護・健全育成のためにも、警察との連携は重要である。

特に、「児童生徒の生命、身体の安全が脅かされる事案」、「犯罪等の違法行為がある事案」など、校長が警察への連絡が必要と認めたものについては、西和警察署生活安全課へ連絡の上、連携協力し、児童生徒の安全確保、健全育成に努めること。

イ 福祉関係との連携

いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけができないなどの養育困難、虐待等、家庭に原因があるものもある。特に、「家庭の養育に関する指導・助言」、「児童生徒の生活・環境の状況把握」などについては、奈良県こども家庭相談センターや斑鳩町子育て支援課、民生委員、児童委員等と連携を図りながら行う必要がある。

ウ 医療機関との連携

いじめを受けた子は、いじめが解消された後も不安な気持ちが残り、引きこもりや不登校になることも考えられる。特に、「精神保健に関する相談」、「精神症状についての治療、指導・助言」などは、医療機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善を図る必要がある。

第2 いじめ防止等のため「斑鳩町」が実施する取組

[いじめ問題対策連絡協議会 「いじめ防止対策推進法」より]

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

[学校の設置者による措置 「いじめ防止対策推進法」より]

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

1 「いじめ防止対策推進法」に定める組織

(1) 「いじめ防止対策推進法」第14条及び第22条に基づく組織体制

設置者	名 称	組織について
<p style="text-align: center;">学 校</p>	<p>学校が主体となり設置する組織</p> <p><いじめ防止対策推進法第22条></p>	<p>学校は、<u>いじめ防止対策推進法第22条（学校の責務）</u>に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に講じるため、<u>複数の教職員、専門的知識を有する者、その他関係者により構成される委員会を組織し、必要な協議を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「学校いじめ対策委員会」</p> <p>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係学級担任 等</p> </div>
<p style="text-align: center;">教育委員会</p>	<p>教育委員会が主体となり設置する調査組織</p> <p><いじめ防止対策推進法第14条></p>	<p>教育委員会は、<u>いじめ防止対策推進法第14条（関係機関との連携）</u>に基づき策定した「斑鳩町いじめ防止基本方針」に則り、<u>いじめの防止に向けて、関係機関及び専門家等との緊密な連携を図るための協議会を組織し、対策が実効的に推進するため連絡・調整、協議を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">「斑鳩町いじめ問題対策連絡協議会」</p> <p>関係学校長、町教育委員会、県教育委員会、奈良県こども家庭相談センター、福祉機関、法務局（人権擁護）、奈良県警察関係者 等</p> </div>

(2) 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条に基づく組織体制

設置者	名 称	組織について
<p>重大事態発生時</p> <p>教育委員会</p>	<p>教育委員会が設置し、主体となって調査する組織</p> <p><いじめ防止対策推進法第 28 条></p>	<p>いじめの重大事態が発生した疑いが認められた場合、学校は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、学校内に「学校いじめ対策委員会」を設置し、教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための対応（初期対応・情報収集・保護者対応 等）を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■学校の組織体制と対応</p> <p>(1) 教育委員会主導の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校単独ではなく、教育委員会が主導して初動対応をとる。 ◆学校は、教育委員会の報告し、調査開始のための初動態勢をとる。 <p>(2) 調査のための組織体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育委員会は、調査を公平・中立に行うため、「斑鳩町いじめ問題対策審議会」を組織する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">「斑鳩町いじめ問題対策審議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士（法的な観点から助言できる人） ・ 医師・臨床心理士（子どもの心理や健康の専門家） ・ 学識経験者（教授、福祉経験者等） ・ 地域の有識者等 </div> <p style="text-align: center;">◆必要に応じて、第三者委員会（専門的調査機関）を設置する。</p> <p>■学校の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 速やかに事実関係を把握・報告 (2) 被害児童生徒・保護者への対応 (3) 加害児童生徒への指導・保護者連絡 (4) 関係書類や記録の保存・提出

設置者	名 称	組織について
重大事態 発生時 <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 2px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">町 長</div>	町長の附属機関 <いじめ防止対策 推進法第30条>	<p>町長が、<u>教育委員会や学校から報告を受けた重大事態の調査結果が不十分・不適切であり、再調査が必要であると判断した場合、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、町長の附属機関として調査を行う。</u>また、必要に応じて調査の公平性や中立性を高めるため、<u>第三者の視点を取り入れる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">「斑鳩町いじめ問題調査委員会」</p> <p>弁護士、医師、臨床心理士、教育関係者、福祉や子どもの育成に詳しい人 等</p> <p>★「本委員会の委員は、いじめ防止対策推進法第28条に基づき設置される「斑鳩町いじめ問題対策審議会」の委員以外の者をもって充てることを基本とする。</p> </div>

2 「教育面」で実施すべき施策

いじめ問題への対応においては、日ごろからいじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

学校においては、教育活動全体をとおして全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感（自尊感情）、規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 人権意識を高める取組の推進（例：「人権教育学習資料集の作成」）
- (2) 道徳性と自尊感情を高める取組の充実
- (3) いじめと不登校の未然防止・早期発見及び「いのちの教育」等の教育手法を研究・試行することを目的とした調査研究の展開（例：「いじめと不登校問題等の実態調査の実施」、「緊急対応マニュアルの作成」等）

- (4) 自己実現を図り「社会的なリテラシー」（社会の中で生きていくために必要な包括的、総合的な資質・能力）を培う、「シティズンシップ教育」（社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会的に積極的に関わろうとする態度を身に付けるための市民性を育てる教育）を推進するためのプログラムや手法の開発
- (5) 体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進
- (6) いじめに関する通報及び相談を受ける体制の整備
- (7) 教員の資質能力の向上、生徒指導体制等の充実（例：「児童生徒理解を深めるための研修の実施」等）
- (8) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、その資質向上をめざした研修の実施
- (9) ネットいじめ等を含めた警察及び法務局等と連携した、いじめ防止の体制整備
- (10) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備（例：「地域コミュニティの構築」、「保護者を対象とした啓発資料の作成」、「関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築等」）
- (11) いじめの防止等のため必要な財政上の措置

第3 いじめ防止等のため「学校」が実施する取組

[学校いじめ防止基本方針 「いじめ防止対策推進法」より]

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等のための「年間指導計画」の作成

いじめ防止の観点から、学校教育全体を通じて、いじめの防止（いじめの早期発見、早期対応、いじめへの対処等）に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、年度当初に年間を見通した指導計画を作成する必要がある。

年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒の実態や学校行事等との関連を十分に考慮するとともに、保護者や関係機関との連携等に留意しつつ必要に応じて点検・見直しを行うことが重要である。

2 基本的・主体的な取組を推進する上での留意事項

- いじめの定義について教職員間で認識を共有する際、ただ単に子どもが「傷付いているのではないか」また「傷付いた」ということを認定するだけでなく、背景の人間関係の分析や、本人がどの程度継続的に苦しんできたかなど、何を調査していくのかということを確認に位置付けておく。
- いじめを受けていることを周囲に訴えない生徒がいる場合、その心理を学校は把握し理解する必要がある。その理由は「仕返しが恐ろしい」、「自分のプライドを守るため」、「あきらめている」、「仲間でいたい」、「どうすれば良いか分からない」など多岐にわたると考えられるが、いずれにしても、そこには『我慢している』児童生徒の姿が見えてくる。

このようにいじめを受けている児童生徒の心理（「いじめを受けていること

をどう受け止めているか」、「いじめをどう受け流そうとしているか」、「いじめとどう付き合っていこうとしているか」等)を学校は受け止め、「こころの居場所」を確保し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の段階ごとの具体的な取組を展開していく。

- いじめを受けていることを相談することができない児童生徒がいる場合、また、他者の感情を理解したり、自分の感情を抑制したりする感情知性に課題がみられる児童生徒がいる場合、頭ごなしに「何をしているの!」、「駄目じゃない、こうしなさい!」など、指摘や指示をする言葉掛けではなく、「どうしたの?困っているの?」と、相手の感情の原因を理解し、相手の心に響く言葉掛けをとおして、当該児童生徒が「他者に悩みごとを相談する」行為を自然と行うことができるようコントロールしていく。
- 道徳の指導において「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、わかりきったことを言わせたり書かせたりするものではなく、周囲に起きているいじめ問題を教材化し、「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳へ転換」し、子どもたちが自ら、いじめをしない、いじめを許さない学級を創っていこうとする気運を高めるよう取り組む。

3 いじめの防止

児童生徒一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重する集団づくりに取り組むこと。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得ることから、いじめを許容しない雰囲気醸成に努めこと。

そして、家庭や地域等と連携し、共通理解のもと、子どもに関わる体制を構築すること。

- (1) 教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築
 - ① 教職員の指導力向上
 - ② 教職員が一致協力した校内指導体制の確立

- ③ 教職員が互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気構築
- ④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- (2) 子どもの「人権意識の高揚」と「豊かな心の育成」
- (3) 子どもの「道徳性」と「自己有用感」、「自己肯定感（自尊感情）」を高める取組の充実
- (4) 「いのちの尊さ」を学ぶための様々な体験や他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- (5) 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
 - ① 授業改善の取組、個に応じた「学習支援」の推進
 - ② 主体的な学びだけではなく、表現力やコミュニケーション能力を身に付けることを目標とした「将来に持続可能な教育」の実践
- (6) 情報教育の充実
 - ① 情報モラル教育の推進
 - ② 家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発
- (7) 保護者、地域、関係機関との連携
 - 保護者への啓発、いじめ問題への取組状況を家庭や地域、子どもに関わる関係機関等に情報提供

4 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけ合いと装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり、軽視することなく、積極的に認知すること。

- (1) 情報の収集
 - ① 定期的なアンケート調査や個人面談、家庭訪問の実施
 - ② 「いじめのサイン発見シート」の保護者への配布
 - ③ 校内巡回等きめ細やかな行動観察

(2) 教育相談体制の充実

- ① いじめ等の相談窓口の設置及び校外のいじめ等の相談窓口の周知
- ② 弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

(3) 情報の共有

「個人別生活カード」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と全教職員による情報共有

5 早期対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒をいじめから守るとともに、ケアなどの必要な支援を行うこと。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを展開すること。

対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むこと。

- (1) 正確な情報の把握と教職員間の共通理解
- (2) 指導方針の決定と教職員の役割分担
- (3) 「個人別生活カード」等による記録とその活用
- (4) 事象の内容等について町教育委員会へ報告
- (5) 被害・加害児童生徒及び周囲の児童生徒それぞれへの継続的な指導と支援
- (6) 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続

6 「いじめ解消」に向けた取組

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。

[**いじめ解消の定義** 「いじめの防止等のための基本方針」より]

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも「3か月間継続」していること。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

面談等をとおして、いじめが解消していると判断する時点において、いじめを受けた児童生徒が、「いじめの行為により心身の苦痛を感じていない」と認められること。

いじめの解消に向けた取組や、いじめの解消の確認に当たっては、次に示す内容に留意して行うこと。

(1) いじめを解消するためには、教員主導の取組ではなく、児童生徒主体の取組が必要である。

① 教員主導の「居場所づくり」

教員が、児童生徒にとって安心できる場所を提供するために、次のような取組を行うこと。

ア いじめの被害者及び加害者との定期的な個人面談を通じて、相互の自他理解が促進されるよう働きかけを行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、多角的な働きかけを行う。

イ 「学級活動」や「総合的な学習の時間」にグループワーク（ソーシャルスキル教育や構成的グループエンカウンター等）を効果的に設定するなど、望ましい人間関係を育む指導・援助に努め、人間関係の基礎となる自己理解、他者理解を促し、いじめの未然防止を図る。

② 児童生徒主体の「絆づくり」

児童生徒が授業や学校行事等の活動を通じて、自ら進んで関係の修復を図ったり、自己省察（自分自身を省みて、その善し悪しを考える）を図った

りすることができるよう、次のような場面設定に取り組むこと。

ア 教員はもり立て役に徹し、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を設ける。

イ 「あいさつ運動」などをとおして、コミュニケーションの活性化を図る等、「いじめの起きにくい」、「いじめを許さない」環境づくりについて考える機会を設ける。

(2) いじめの解消のためには、いじめアンケート等による定期的な点検が必要である。悩みを抱えた児童生徒が教員に相談するきっかけとして、教員が児童生徒の悩みを察知する機会として、児童生徒と教員がいじめの解消を確認し合う場として、いじめアンケートを必要に応じて実施する。

(3) いじめを受けた児童生徒の心のケアに最も大切なのは、「大人の眼」である。学校・学級での様子をしっかりと見守る教員の眼、家庭での様子の変化に気付く親の眼など、複数の「大人の眼」で見守る。

(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者へのいじめの解消の確認をする際は、「時期」や「場所」、「心の状態」等に十分配慮して行う。

(5) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、学校の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

第4 「家庭、地域・関係機関」における取組

1 家庭における取組（保護者の役割）

[保護者の責務 「いじめ防止対策推進法」より]

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行なうよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

家庭は、子どもにとって「自分はかけがえのない存在である」と感じられる、健やかな「育ち」の基盤となる「場」であり、家族とのコミュニケーションを深め、「いのちの尊さ」を実感し自尊感情が育つ「場」であり、温かい愛情に包まれた、心のよりどころとなる「場」である。こうした家庭の温もりの中で、子どもの心は安定し、情緒的な絆や他者を尊重する気持ちが育まれるものとする。

以上の点を踏まえると、いじめの解決（解消）・未然防止に当たって家庭教育の役割は極めて重要である。

この「いじめ防止対策推進法」第9条にある、保護者の役割・責務について、具体化したものを次に記載する。

(1) 保護者は、家庭や学校、地域社会の中で、自分の存在が周りの人に役立っていることや、自分を必要とってくれている人がいることを実感させ、「自

己有用感」や「自己肯定感（自尊感情）」を育むよう努める。

- (2) 保護者は、子どもの発達段階を踏まえ、必要に応じて生き方の見本を示し、「基本的生活習慣」、「人と関わる力や社会性」、「規範意識」の育成に努める。
- (3) 保護者は、子どもとの会話や触れ合いを通じて、日ごろの生活や行動の変化（言葉遣い、表情、服装、持ち物など）に見られる兆候をいち早く把握できるよう努める。
兆候が見られた場合は、子どもに寄り添い、悩みや不安を共感的に理解し、学校をはじめ関係機関等に相談して、支援を受けながらその解消に努める。
- (4) 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、問題の解決に努める。
- (5) 保護者は、自分の子どもがいじめを受けた（受けている）場合には、子どもの気持ちを受け止め、「あなたを絶対を守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- (6) 保護者は、子どもがいじめを行った場合は、どのような理由があっても「いじめは絶対にいけない」ことを教え、いじめ以外の解決方法や相手の立場で考えることの大切さに気付かせ、子どもが「悪いことをした、二度としない」という深い反省と再発防止の決意がもてるよう努める。

学校は、いじめ問題の早期発見、早期対応、早期解決に当たっては、保護者が担う役割が大きいことを、PTA総会や人権研修会等をとおして伝え、理解が促されるよう広報啓発を行っていく必要がある。

2 地域における取組（地域の役割）

いじめは、学校内の人間関係だけで起こるものとは限らない。学校外（通学途上や帰宅後・休日・長期休業中の交流の場等）においても、いじめは起こる可能性がある。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭と地域の連携が必要である。例えば、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や

学校評議員会等を活用して、いじめの問題について協議したりする機会を設けたり、いじめの問題について学校が地域と連携した取組を推進したりすることが大切である。

[学校と地域が連携した取組例]

- (1) P T A活動によるいじめ防止等の取組の推進
- (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）、学校評議員会等、地域人材の学校教育活動への参画
- (3) 公民館活動や青少年健全育成事業等への児童生徒の積極的参加
- (4) 地区懇談会等での地域における児童生徒の状況の把握

3 関係機関との連携（協働）

[関係機関等との連携等 「いじめ防止対策推進法」より]

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又は保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

学校や町教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、こども家庭相談センター、医療機関、児童生徒の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携が有効である。そのためには、平素から町教育委員会や学校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第5 重大事態への対処

1 「重大事態」の定義

[学校の設置者又はその設置する学校による対処]

「いじめ防止対策推進法」より

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態の同種の事態の発生の防止に資するため、**速やかに、当該学校の設置者はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。**

(1) **いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。**

(2) **いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る**重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。**

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は同項の規定による調査及び前項の規定による**情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。**

2 「重大事態」の基本的姿勢

(1) いじめの重大事態に対する平時からの備え

[ポイント]

- 学校は、個別のいじめへの対応が効果的に行えるよう、「学校いじめ対策委員会」等の組織が、実効的な役割を果たせる体制を整えるとともに、学校外の関係機関とも連携して取り組んでいく。

[法に関連する規定]

- 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」
第7条、第8条、第13条、第14条、第22条、第23条、第24条、第28条

(2) 学校設置者（教育委員会）及び学校の基本的姿勢

[ポイント]

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むこと。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むこと。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応すること。

[法・基本方針に関連する規定]

- 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」
第23条、第28条
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

(3) 重大事態を把握する端緒

[ポイント]

- いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
(例：児童生徒が自殺を凶った場合、身体に重大な障害を負った場合 等)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(「相当な期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手する。)
- 学校は、児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。また、学校は重大事態が発生した場合、すぐに教育委員会に報告する。

[法・基本方針に関連する規定]

- 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」
第16条、第22条、第23条、第24条、第28条
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）
4 重大事態への対処
(1) 学校の設置者又は学校による調査
i) 重大事態の発生と調査
① 重大事態の意味について
② その他留意事項

(4) 調査組織の設置

[ポイント]

- 重大事態の調査の主体は教育委員会が判断し、設置する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織（第三者委員会）となるよう努める。
- 専門的な立場から、詳しく事実関係を確認や調査を行う組織の公平性や中立性をしっかり保つことが、特に大切な事案については、調査を行う組織のメンバーの選び方や構成について、特に慎重に考える。
このような重大事案には、次のようなものがある。

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯そうしているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

[法・基本方針に関連する規定]

■ 「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」

第14条、第22条、第28条

■ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）

4 重大事態への対処（平成25年10月11日文科科学大臣決定）

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

③ 調査の趣旨及び調査主体について

④ 調査を行うための組織について

(5) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

[ポイント]

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行う。
- 関係児童生徒・保護者への説明も行う。

(6) 重大事態調査の進め方

[ポイント]

- アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。

- 第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

[法・基本方針に関連する規定]

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」 (平成25年10月11日文科科学大臣決定)
 - 4 重大事態への対処 (平成25年10月11日文科科学大臣決定)
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ⑤ 重大関係を明確にするための調査
 - ④ その他留意事項

3 「重大事態」の判断

「いじめ防止対策推進法」第28条にある重大事態とは、第28条の(1)、(2)に規定する疑いが認められる場合をいう。(27頁「重大事態の定義」参照)

(1) 「重大事態」の判断

重大事態	判断の目安
生命、心身又は財産に重大被害が生じた場合	いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 しかし、欠席期間が30日に到達する前からでも、その要因がいじめと考えられるような場合 ○児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断による場合
その他の場合	○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ※ 重大事態の判断は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「**疑い**」が生じた段階で速やかに開始すること。
- ※ 重大事態に該当するか否かの判断は、学校及び町教育委員会が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む。）を探知したら、速やかに対処方針を共有すること。
- ※ 重大事態の対処に当たっては、いじめた児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。
- ※ 重大事態については、「斑鳩町いじめ防止基本方針（令和7年3月改訂）」及び「奈良県いじめ防止基本方針（令和7年3月改訂）」、文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」により適切に対応すること。

(2) 「総合教育会議」の設置

[「**総合教育会議**」の設置] 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

第1条の4 **地方公共団体の長**は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する事項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、**総合教育会議**を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) **児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置**

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思量するときは、地方公共団体の長に対し、教護すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

4 町教育委員会及び学校による「重大事態」調査

(1) 「重大事態」発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、速やかに町教育委員会を通じて町長に報告する。

なお、町教育委員会は、重大事態の発生を奈良県教育委員会にも報告し、必要に応じて奈良県教育委員会の支援を要請する。

(2) 調査の趣旨

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

(3) 調査の主体

町教育委員会又は学校は、本事案が重大事態と判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査を行う。重大事態の調査主体については、町教育委員会

が学校との協議の上、学校と教育委員会のいずれを本事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断する。

① 学校が主体となって調査を行う場合

学校が行う重大事態の調査は、学校が常設する「学校いじめ対策委員会」が主体となって行う。町教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や専門家の派遣等の人的措置も含めた支援を行う。

② 町教育委員会が主体となって調査を行う場合

町教育委員会が行う重大事態への対処に係る調査は、「斑鳩町いじめ問題対策審議会」が行う。

町教育委員会が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。

- 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(4) 調査組織の構成

調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。そのため、学識経験を有する者、専門的知識（法律、医学、心理等）を有する者、警察関係者、福祉関係者等の第三者の参加を図るよう努める。

その際、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、当該調査の公平性・中立性確保の観点から配慮に努めること。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性を保つためには、「いじめ防止対策推進法」第22条（「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」）に基づき、学校に必ず置くものとする¹とされている「学校いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の内容と方法

いじめられた児童生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍児童生

徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。また、いじめた児童生徒への指導を行ない、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

① いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

1 調査の内容
(1) <u>いつから</u> (いつ頃から) (2) <u>どこで</u> (場所、周囲の情况等) (3) <u>誰から</u> (首謀者、周囲の者等) (4) <u>どのような</u> (メール等での誹謗中傷、暴言、暴力、金銭や犯罪の強要等) (5) <u>なぜ</u> (いじめを生んだ背景事情や、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、など) (6) 学校(教職員)、保護者の <u>対応</u> (対応の時期や内容、状況等)
2 調査の方法・対象
(1) 調査方法 ① アンケート、 ② 聴き取り、 ③ 各種記録 等 (2) 調査対象 ① いじめの加害者・被害者、 ② 他の児童生徒、 ③ 保護者、 ④ 教職員 等 ※ 事案によって、「誰を対象とするのか」、「どのような方法で実施するのか」について、校長のリーダーシップのもと、十分に検討し、組織的に調査を実施する。
3 調査実施上の留意事項
(1) 因果関係の特定を急がない。 (2) 先入観や思い込み、偏見、固定概念をもたず、事実にしかりと向き合う姿勢で調査を実施する。 (3) 被害者及び保護者の心情に寄り添い、調査に対する意向を十分にくみ取る。 (4) アンケート調査の結果を、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、事前に調査の対象者や保護者に理解を得ておく。

② いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなられた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

(7) 調査実施におけるその他の留意事項

- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

町教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。

- 事案の重大性を踏まえ、児童生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、「出席停止制度の運用について」（平成13年11月文部科学省）を参考にしながら、適切に運用する。

いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討する。

(8) 調査結果の提供及び報告

[学校の設置者又はその設置する学校による対処]

「いじめ防止対策推進法」より

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① 児童生徒及びその保護者に対する情報を提供する責任

ア 町教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応をしたか等）について、いじめを受けた児童生徒又は保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ これらの情報の提供に当たっては、町教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

ウ アンケート調査の結果については、いじめられた児童生徒又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明するなどの措置が必要である。

エ 学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果は、町教育委員会が町長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に報告する。

5 調査結果の報告を受けた「町長」による再調査及び措置

[公立の学校に係る対処 「いじめ防止対策推進法」より]

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 再調査

「3(8)② 調査結果の報告〈P.31〉」を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、「学校」又は「斑鳩町いじめ問題対策審議会」による調査の結果について改めて調査（「再調査」）することを検討する。

① 調査の結果、再調査が必要と考えられる場合

例えば、以下に掲げる場合は、町教育委員会又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性が高いため、町長は、再調査の実施について検討する必要がある。

ア 調査等により、調査時に知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合、又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。

イ 事前にいじめを受けた児童生徒及び保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。

ウ 町教育委員会及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合。

エ 調査委員の人选の、公平性・中立性について疑義がある場合。

② 再調査の実施

ア 再調査は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関である「斑鳩町いじめ問題調査委員会」が行う。

イ この「斑鳩町いじめ問題調査委員会」については、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

ウ 再調査についても、町教育委員会又は学校等による調査同様、町長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行った上で、町長はその結果を議会に適切に報告しなければならない。
- ② 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

參考資料

【資料1】

いじめのサイン「発見シート」

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。

お子さまの様子は、いかがですか？ 言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。

「いじめのサイン発見シート」を使って、普段の生活との違いを確認してください。

朝（登校前）	夕（下校後）
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出て来ない。<input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、休みたがる。<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。<input type="checkbox"/> 食欲が無くなったり、だまって食べたりするようになる。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音に怯える。<input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がない。<input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。<input type="checkbox"/> 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりする。<input type="checkbox"/> 新しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜間（就寝後）	夜（就寝前）
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 朝寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。<input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。<input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。<input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破れていたりする。	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話が少なくなった。<input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物に当たったりする。<input type="checkbox"/> 学校や友達の話題が減った。<input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。<input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。<input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

※チェック欄は2回、若しくは2人でできるように2つあります。

「あれ？」もしかしてと思ったら ……

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても、「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに、次のようなことは言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられる方が悪い」「弱いからいじめられる」など

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

【資料2】

いじめ発見の「チェックポイント！」

1 学校

教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切！

朝の会	遅刻・欠席が増える。
	始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
	表情がさえず、うつむきがちになる。
	健康観察の際、声が小さい、ぼんやりしていることが多い。
	持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時	忘れ物が多くなる。
	用具・机・椅子が散乱している。
	周囲が何となくざわついている。
	一人だけ遅れて教室に入る。
	席が替えられている。
授業中	頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
	保健室によく行くようになる。
	グループ分けで孤立しがちである。
	正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
	テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	教室や図書室で一人である。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
	友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについて行く。
	理由もなく服を汚したり、ボタンが取れていたりする。
給食時	机を寄せて席を作ろうとしない。
	その子どもが配膳すると嫌がられる。
	食べ物にいたずらされる。（盛りつけをしない、わざと多く盛りつける）
	食欲がない。
	笑顔が無く、黙って食べている。

清掃時	その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
	その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
	他の子どもと一人離れて清掃している。
	皆の嫌がる分担をいつもしている
	目の前にゴミを捨てられる。
放課後	下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常の通学路を通らずに帰宅する。
	靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	教科書や机、掲示板にいたずら書きをされる
	叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
	独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
	教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
	宿題や集金などの提出が遅れる。
	刃物など、危険なものを所持する。

2 家庭

保護者から、子どもの家庭の様子について以下のような相談があったら、「いじめられているのではないか」と受け止め、指導に当たる。

衣服の汚れや破れが見られたり、よくケガをしたりしている。
風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため。）
買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
表情が暗くなり、言葉数が減る。
部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考えごとをしたりする。

<p>いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気が無くなったりする。</p>
<p>言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりをする。</p>
<p>親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。</p>
<p>刃物など、危険なものを隠し持つようになる。</p>
<p>登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。</p>
<p>学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。</p>
<p>転校を口にしたり、学校を辞めたいなどと言ったりする。</p>
<p>親しい友人が来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。</p>
<p>不審な電話や嫌がらせの手紙・メールがくる。友人からの電話で急な外出が増える。</p>
<p>自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。</p>
<p>投げやりで集中力が無くなる。些細なことでも決断できない。</p>
<p>テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。</p>
<p>急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。</p>
<p>急激に成績が下がる。</p>

【資料3】 いじめの問題への取組についての「チェックポイント！」

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

「いじめ」の定義を踏まえて、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて、点検・評価を行う！

I 学校

1 指導体制	
<input type="checkbox"/>	(1) いじめの問題の重大性を全職員が確認し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
<input type="checkbox"/>	(2) いじめの問題の態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
<input type="checkbox"/>	(3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。
2 教育指導	
<input type="checkbox"/>	(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
<input type="checkbox"/>	(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行なうよう努めているか。
<input type="checkbox"/>	(6) 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。
<input type="checkbox"/>	(7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行なわれているか。
<input type="checkbox"/>	(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培ったりする活動を積極的に推進しているか。
<input type="checkbox"/>	(9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
<input type="checkbox"/>	(10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とた対応を行うこととしているか。
<input type="checkbox"/>	(11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守りとおすための対応を行なっているか。
<input type="checkbox"/>	(12) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行なっているか。

3 早期発見・早期対応	
<input type="checkbox"/>	(13) 教職員は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
<input type="checkbox"/>	(14) 児童生徒の生活態度について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
<input type="checkbox"/>	(15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
<input type="checkbox"/>	(16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。
<input type="checkbox"/>	(17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
<input type="checkbox"/>	(18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育研究所、こども家庭相談センター、警察等の関係機関と連携協力を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
<input type="checkbox"/>	(20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
<input type="checkbox"/>	(21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育研究所などの専門機関との連携が図られているか。教育研究所、こども家庭相談センター等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
<input type="checkbox"/>	(22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。
4 家庭・地域社会との連携	
<input type="checkbox"/>	(23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
<input type="checkbox"/>	(24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
<input type="checkbox"/>	(25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
<input type="checkbox"/>	(26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

1 学校の取組の支援等・点検	
<input type="checkbox"/>	(1) 域内の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行なっているか。
<input type="checkbox"/>	(2) 域内の学校におけるいじめの問題の状況等について、学校訪問や調査の実施などを通じて、実態の的確な把握に努めているか。
<input type="checkbox"/>	(3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
<input type="checkbox"/>	(4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(5) いじめの問題について、指導上困難な課題を抱える学校に対して、町教育委員会指導主事や教育研究所指導主事の派遣などによる、重点的な指導・助言・援助を行っているか。
<input type="checkbox"/>	(6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
<input type="checkbox"/>	(7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など、弾力的な措置を講じることとしているか。
<input type="checkbox"/>	(8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導・助言を行っているか。
2 職員研修	
<input type="checkbox"/>	(9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教職員の研修を積極的に実施しているか。
<input type="checkbox"/>	(10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行なっているか。
<input type="checkbox"/>	(11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用引きなどを作成・配布しているか。
3 組織体制・教育相談	
<input type="checkbox"/>	(12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受け止めることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮され、適切に機能しているか。
<input type="checkbox"/>	(13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育研究所、こども家庭相談センター等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教職員に対し周知徹底が図られているか。

<input type="checkbox"/>	(14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
<input type="checkbox"/>	(15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。
4 家庭・地域との連携	
<input type="checkbox"/>	(16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
<input type="checkbox"/>	(17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
<input type="checkbox"/>	(18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

【資料4】 いじめが抵触する可能性がある「刑罰法規」（例）について

1 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- (1) 学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守りとおすという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要である。
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが重要である。

2 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対し具体的な例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1の考え方に基づいて判断する必要がある。

いじめの態様	刑罰法規	事例
ひどくぶつかわれたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	同級生の顔や腹を繰り返し殴ったり蹴ったりした。
	傷害 (刑法第204条)	顔面を殴打し、鼻骨骨折等のケガを負わせた。
軽くぶつかわれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	プロレスと称して、同級生を殴る、蹴るの暴力をふるった。

いじめの態様	刑罰法規	事 例
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。	強要 (刑法第 223 条)	コンビニで万引きをさせた。家から現金を持ち出させた。
	強制わいせつ (刑法第 176 条)	無理矢理に服を脱がせて裸にした。
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げた。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	窃盗 (刑法第 235 条)	鞆や教科書等の所持品を盗んだ。
	器物損害等 (刑法第 261 条)	携帯電話を故意に壊したり、破損させた。
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅した。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしてきた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書いた。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	脅迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅すメールを送った。
	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きしてきた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書いた。

いじめの態様	刑罰法規	事例
<p>パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。</p>	<p>児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)</p>	<p>携帯電話で児童生徒の性的な画像を撮り、インターネット上のサイトに掲載した。</p>

【資料5】

いじめに関する通知文

通知文1 いじめの問題への取組の徹底について（通知）

（平成18年10月19日付け18文科初第711号）

通知文2 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

（平成19年2月5日付け18文科初第1019号）

通知文3 いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）

（平成22年11月9日付け22文科初第1173号）

通知文4 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について

（平成24年9月5日付け24文科初第637号）

通知文5 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）

（平成24年11月2日付け24文科初第813号）

通知文6 「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について（通知）

（平成24年11月27日付け24文科初第936号）

通知文7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）

（平成25年1月24日付け24文科初第1074号）

通知文8 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの訂正について（通知）

（令和6年8月30日付け6文科初第1137号）

都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上

で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

(別添)

「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」

〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「①自分より弱いものに対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

- ※ 平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としている。

〈チェックポイント〉

I 学 校

(指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

(教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

（早期発見・早期対応）

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
- (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- (17) いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携を図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。

（家庭・地域社会との連携）

- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- (26) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、い

じめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

II 教育委員会

(学校の取組の支援等・点検)

- (1) 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する教育委員会の指導の方針などを明らかにし、積極的な指導を行っているか。
- (2) 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めているか。
- (3) 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っているか。
- (4) 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、適切な支援を行っているか。
- (5) いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っているか。
- (6) 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、必要な体制の整備が図られているか。
- (7) いじめられる児童生徒については、必要があれば、就学校の指定の変更や区域外就学など弾力的な措置を講じることとしているか。
- (8) 関連の通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っているか。

(教員研修)

- (9) 教育委員会として、いじめの問題に留意した教員の研修を積極的に実施しているか。
- (10) 研修内容・方法について、様々な分野から講師を招いたり、講義形式のみに偏らないようにするなどの工夫を行っているか。
- (11) いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引書などを作成・配付しているか。

(組織体制・教育相談)

- (12) 教育委員会に、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されているか。また、それは、利用しやすいものとするため、相談担当者に適切な人材を配置するなど運用に配慮がなされ、適切に機能しているか。
- (13) 教育相談の利用について関係者に広く周知を図っているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童生徒、保護者、教師に対し周知徹底が図られているか。
- (14) 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、継続的な事後指導を適切に行っているか。
- (15) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携が図られているか。

(家庭・地域との連携)

- (16) 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。
- (17) いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っているか。
- (18) 教育委員会は、いじめの問題の解決のために、関係部局・機関と適切な連携協力を図っているか。

都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長
銭谷真美

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性のある場合に

は、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。
市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。
都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。
地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。
- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」（平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員（以下「教員等」という。）は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合号においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える長会（星座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」（別紙）を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げる

ような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学大臣政務官
笠 浩史

いじめの実態把握及びいじめの問題への取組の徹底について（通知）

標記の件については、「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日付け文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知）において、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援等について、所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

また、「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日付け初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）において、近年のいじめの認知件数の推移等を見ると、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設ける必要があり、その手法として、「アンケート調査」を実施した上で、更に必要な取組を推進すること、また、各教育委員会は、所管の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の実施を求めるとともに、更なる取組を行うよう必要な指導・助言に努めることをお願いしたところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、6月には川崎市の中学校において、10月には群馬県の小学校において、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、その後、当該児童生徒がいずれもいじめにあってきた事実が確認されました。

つきましては、改めて、これらの通知の内容を所管の学校及び域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底し、平成18年10月19日付け初等中等教育局長通知の別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考にしながら、いま一度総点検を実施するようお願いいたします。なお、平成18年度以降の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としていることに御留意ください。

その上で、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会が家庭・地域と連携して適切に対処するようお願いいたします。

さらに、24時間いじめ相談ダイヤル等、いつでも子どもたちがいじめ等の悩みを相談することができる様々なチャンネルについても、改めて児童生徒に対する周知を徹底するようお願いいたします。

【通知文4】

24文科初第637号
平成24年9月5日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長
(子ども安全対策支援室長)
前川喜平
文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦
文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公人

「いじめ、学校安全等に関する総合的な取り組み方針」等について

昨今、いじめが背景事情として認められる生徒の自殺事案や、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故、体育活動中の事故など、児童生徒等の生命・身体の安全が損なわれるような痛ましい事案がなお、生じています。いずれも、あってはならない事案であり、深刻に受け止めているところであります。

これらの事案の中には、学校や教育委員会の対応が不適當あるいは不十分であったものも見られる一方、国においても、学校や教育委員会の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたという課題がありました。

このため、いじめの問題や学校安全等に関するこれまでの取組を見直し、文部科学省として、当面、いつまでにどのようなことに取り組むのかを示す「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」（以下、「取組方針」という。）（別添1）を策定しました。文部科学省としては、今後、この取組方針に基づき、いじめや学校安全等の問題への取組の改善・充実を図り、関係者の意見を踏まえつつ、学校や教育委員会を積極的に支援していくこととしております。貴職におかれては、別添1の内容を御了知の上、本取組方針や従来の通知等を踏まえ、家庭や地域との連携も図りつつ、いじめの問題への取組、学校安全や体育活動中の安全確保に向けた取組の徹底を図っていただくようお願いします。

また、文部科学省においては、いじめの問題への対応や学校安全等の確保について、より積極的な対応を図る観点から、文部科学大臣決定により、8月1日に「子ども安全対策支援室」を大臣官房に設置したところであり、その内容は別添2の通りとなっています。子ども安全対策支援室においては、子どもの生命・安全が損なわれるような重大事案について、警察等の関係機関とも連携しながら学校や教育委員会等をさらに支援することとしておりますので、併せて御了知をお願いします。

なお、本取組方針「第1 いじめの問題への対応強化」Ⅱ3.（2）で記載のある、これまでに国が発出した通知等の資料を、後日、追って配布いたしますので、よろしく願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては当該小中高等学校に対して、これらのことについて周知・御連絡いただくよう、特段の御配慮をお願いします。

(参考資料)

第1 いじめの問題への対応強化

I 基本的考え方

1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る

いじめが起きることを未然に防ぐため、日頃から、学校の教育活動において、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育むことが必要である。

学校・教員を主体としつつ、社会全体で子どもを守り、育てていくため、学校と家庭・地域が連携・協働できる体制づくり等をさらに推進する。また、家庭との連携を図るため、保護者等に向けた、いじめの問題に関する普及啓発を行う。

2. 国・学校・教育委員会の連携を強化

国においてはこれまで、いじめの問題について、学校現場の主体的な取組に期待し、受け身の対応となっていたのではないかと考えられることから、この反省を踏まえ、子どもの生命・身体を守るため、国としても積極的に役割を果たしていけるよう、文部科学省の体制を強化する。

特に、子どもの生命・身体に関わる重大な事案については、的確かつ迅速な対応を確実に図るため、国と地方が適切に連携・協力できるよう、国の関わり方を見直す。

3. いじめの早期発見と適切な対応を促進

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであるが、決して許されないことである。いじめの問題については、もとより、学校や教育委員会等において、しっかりと対応することが必要である。

このため、国においてこれまで示してきた、いじめの問題への基本的な考え方を改めて周知徹底するとともに、教員への研修等を通じ、さらなる理解増進を図る。

また、幅広い外部専門家を活用した、いじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組を推進する。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実等を図る。

あわせて、いじめの問題を隠さず、的確な対応に努める学校・教員がきちんと評価されるよう、学校や教員の評価におけるいじめの問題への考え方を示す。

4. 学校と関係機関の連携を促進

「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、警察との連携を強化するとともに、福祉機関や民間団体等の関係機関と協力した取組を促進する。

II. 基本的考え方に基づくアクションプラン

国は、基本的な考え方にに基づき、以下の取組を行う。

1. 学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守るための国の取組

(1) いじめの未然防止に資する日々の取組の推進

○ 道徳教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動、体験活動を推進するとともに、児童会・生徒会における活動等、子ども自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組を促進する。

○ いじめの未然防止に資するよう、児童生徒一人一人が安心して活躍できる教育活動（授業づくりや集団づくり等）の在り方について研究し、その成果を普及する。

(2) 学校・家庭・地域の連携協力によるいじめの問題への取組の推進

○ 学校と連携し、地域人材を中心とした家庭への相談対応等の支援の仕組みづくりや、いじめの理解と対応など社会的課題に対応した保護者向け学習プログラムの開発や講座内容の充実を推進する。

○ 保護者等に対し、いじめの問題やこの問題への学校・教育委員会等の取組に対する理解を深めるワークショップ等を開催するなど広報啓発を充実する。

- 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入拡大により、いじめの問題など、学校や地域が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを促す。
- 社会全体で子どもを見守り育むため「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」など、学校・家庭・地域が連携・協働できる体制の構築を推進する。

2. 学校・教育委員会等との連携を強化するための国の取組

(1) 国におけるいじめの問題等に対応する体制の強化

- 「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、各地域との密接な連絡・相談体制を整えるとともに、学校におけるいじめの問題への気付きから問題の解決までを総合的にフォローできるよう、児童生徒課の体制を大幅に増強する。

(2) 「いじめ問題アドバイザー（仮称）」の配置

- 国が多様な専門家を「いじめ問題アドバイザー（仮称）」として委嘱し、いじめの問題への効果的な対応等について、専門的な見地から助言を得られる体制を整備する。（アドバイザーの例）

弁護士、精神科医、元警察官、大学教授等

(3) 電話相談体制（24時間いじめ相談ダイヤル）の見直し

- 電話相談の内容や重大事案等への対応状況等について、各自治体が設置するものも含めて調査し、必要な見直しを図る。
- 24時間いじめ相談ダイヤルの番号を記載したカードを全ての児童生徒に配布し、確実な周知を図る。

(4) 緊急調査により報告された重大事案への迅速な対応

- いじめの問題に関する緊急調査（8月1日発出。以下「緊急調査」という。）において、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる恐れがあるとして報告された重大事案について、教育委員会や学校の対応を確認し、必要な指導・助言等を迅速に行う。

(5) 生命・身体に係る重大事案への速やかな報告等のルール化

- 緊急調査を踏まえ、児童生徒の生命・身体に係る重大事案について、国に速やかな報告を求め、報告を受けた国は、速やかに教育委員会に対して指導・助言を行うことをルール化する。

(6) 自殺事案に関する背景調査の改善

- 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について、現在の運用状況や関係者の意見を踏まえ、有識者会議において検討し、必要な見直しを行う。

3. いじめの早期発見と適切な対応を促進するための国の取組

(1) 学校におけるいじめの問題に対応する教職員体制の強化

- いじめの問題への対応のため、少人数学級の推進や特別な指導を行う学校への支援など、教員が子ども一人一人と正面から向き合える体制を整備するため教職員の定数改善を図る。

(2) いじめの認知及び対応に関する周知徹底等

- これまでに国が発出した通知や「いじめ対策Q&A」、国立教育政策研究所作成の教職員向けの指導支援資料等を改めて教育委員会や学校等に配布し、いじめの問題への対応の周知徹底を図る。
- いじめの認知件数に地域差があることを踏まえ、緊急調査の結果をもとに、各教育委員会や学校におけるいじめの問題に関する取組の改善・充実を促す通知を発出する。

(3) 教職員への研修等の充実

- 大学の教員養成課程において、いじめの問題に関する認識を深め、早期発見や適切に対応できる能力を高めるような実践的な内容の充実を求める。

- (独) 教員研修センターにおける研修において、いじめの問題に関する内容を充実させるとともに、全国各ブロックで、普及啓発協議会や指導者養成研修を実施する。
また、「いじめ問題アドバイザー(仮称)」が講師となる研修の実施を含め、初任者研修をはじめ各都道府県等が実施する現職教員に対する研修等のいじめの問題に関する内容の充実を促す。
- スクールカウンセラー等による、教員のカウンセリング能力等向上のための校内研修を推進する。
- (4) 幅広い外部専門家を活用したいじめの問題等の解決に向け調整・支援する取組の推進
 - 各地域における、いじめの問題等を第三者的立場から調整・解決する取組を促進する。
 - 各地域における、いじめの問題に関する学校の対応を支援する専門家チーム(「いじめ問題等支援チーム(仮称)」)の配置を支援する。
- (5) 幅広い外部専門家を活用した教育相談体制の充実等
 - 幅広い人材を活用し教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の配置充実を図り、児童生徒の、ストレスや困難に対処する能力を育む教育を推進する。
 - 関係機関・家庭・地域と連携して問題解決を図る、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充する。
- (6) いじめの問題への適切な対応の評価
 - いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、いじめの問題への対応に関する学校評価や教員評価の実施における留意事項を提示する。
- (7) ネットいじめ対策の充実
 - インターネット上の誹謗・中傷などの「ネット上のいじめ」等について学校ネットパトロールの取組事例等をまとめ、周知を図る。
- (8) 出席停止制度の検証
 - 出席停止制度についてその活用を図るため、制度活用の問題点や出席停止期間中の児童生徒に対する学習支援の在り方について、教育委員会に対する調査を行い、検証する。

4. 学校と関係機関の連携を促進するための国の取組

(1) 学校と警察の連携強化

- 「いじめ」は犯罪行為に当たる可能性があるとの認識の下、学校や教育委員会の能力を超えて犯罪として取り扱われるべきと認められる事案に関しては、早期に警察に相談して連携して対応するとともに、特に、児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされているような場合には、直ちに通報する必要があることを周知徹底する。
- 緊急調査の結果を踏まえ、警察庁と協議し、学校警察連絡協議会や教育委員会・学校と警察との協定等を活用した、学校と警察の情報交換・意見交換や関係強化方策を検討し、実施する。
- 教育委員会に、警察官経験者等の生徒指導推進協力員の配置を拡充して、学校における非行行為の早期発見、緊急時の対応等の取組を促進する。

(2) 関係機関が連携したサポートチームの活用

- いじめに関与した子どもへの対応等に当たり、児童相談所、保護司、民生・児童委員、人権擁護委員等の関係機関やNPO等の民間団体の協力を得て組織する、サポートチームを活用した地域の取組を促進する。

【通知文5】

24文科初第813号
平成24年11月2日

都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省大臣官房長
(子ども安全対策支援室長)
前川喜平
文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・
通報について(通知)

いじめの問題については、学校において、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという姿勢を明示するとともに、いじめる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」ことであり、自身が行ったいじめについては適切に責任を取る必要があることを指導するとともに、このことの教育的意義について保護者にも説明して正しく理解いただくことが重要です。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」(平成19年2月5日付け18文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知)においては、「問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。」として犯罪行為の可能性のある問題行動について警察と連携・協力した対応を求めているところですが、もとより、いじめについては、その行為の態様により、傷害に限らず、暴行、強制わいせつ、恐喝、器物損壊等、強要、窃盗をはじめとした刑罰法規(別添参照)に抵触する可能性があるものです。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、上記の趣旨を踏まえ、改めて下記について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本通知の内容については、警察庁生活安全局と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること。
2. いじめ事案の中でも、特に、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要であること。
3. このような学校内における犯罪行為に対し、教職員が毅然と適切な対応をとっていくためには、学校や教育委員会においては、学校内で犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為があった場合の対応について、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ることが重要であること。

(別添)

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

○強制わいせつ（刑法第176条）

<条文>

第一百七十六条十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

○傷害（刑法第204条）

<条文>

第二百四条人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○暴行（刑法第208条）

<条文>

第二百八条暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

○強要（刑法第223条）

<条文>

第二百二十三条生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○窃盗（刑法第235条）

<条文>

第二百三十五条他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○恐喝（刑法第249条）

<条文>

第二百四十九条人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

○器物損壊等（刑法第261条）

<条文>

第二百六十一条前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

以上

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省大臣官房長
(子ども安全対策支援室長)
前川喜平
文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦

「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査」を踏まえた取組の徹底について(通知)

標記の調査について、このたび、調査結果を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。

当該調査においては、いじめの認知件数が約14万件にのぼり、いじめの実態把握に関するアンケート調査や、いじめの問題に関する研修の実施、学校と警察の連携等について、教育委員会及び学校の更なる取組の充実が求められる状況が見られました。また、いじめの問題への更なる取組の充実を図るに当たっては、いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応がなされることが必要であり、学校評価や教員評価の実施に際しても留意する必要があります。

貴職におかれては、下記の点に御留意の上、都道府県教育委員会及び政令指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人学長にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、調査結果等を連絡するとともに、下記の事項に御留意の上、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられる事案を含め、当該調査により認知された事案への継続的な対応と、いじめの問題への取組の更なる徹底を図るようお願いいたします。

なお、当該調査のうち、いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査については、教育委員会及び国公立学校を対象として行ったものですが、いじめの問題への取組の重要性を踏まえ、都道府県知事にあっても、所轄の私立学校に対し、学校の取組について周知が図られるよう、お願いいたします。

記

1. いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査を踏まえた取組の徹底について
 - (1) 当該調査において認知された事案について継続して十分な注意を払い、いじめられる子どもを守り通すとともに、いじめられる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う必要がある。
この際、学級担任等の特定の教員で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応するとともに、学校のみで解決することに固執せず、保護者及び教育委員会と適切な連携を図る必要がある。
 - (2) 引き続き、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見

に努めるとともに、いじめの問題が生じたときには、その問題を隠さず、早期に適切な対応がなされることが重要である。

また、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識の徹底や、子ども自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進めることが重要である。

2. いじめの問題に関する教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査を踏まえた取組の徹底について

(1) 教育委員会の取組について

- ① 各教育委員会は、管下の学校に対し、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を求め、取組の充実を促す必要がある。
- ② 各教育委員会は、管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、全ての学校に対して「アンケート調査」の確実な実施を求めるとともに、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」など教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組を行うよう指導・助言に努める必要がある。
- ③ 各教育委員会は、管下の学校においていじめが把握された場合には、速やかに報告を受け、適切な連携を図ることが重要である。また、各教育委員会においては、学校からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援に万全を期せるよう、日頃から、学校の実情把握に努める必要がある。
- ④ 各教育委員会は、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がある場合には、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行っていくことが重要である。
- ⑤ 各市区町村教育委員会は、出席停止の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定める必要がある。出席停止に関する規則を整備していない市区町村教育委員会においては、迅速に、教育委員会規則において、出席停止の手続に関する規則を整備しなければならない。
- ⑥ 各市区町村教育委員会においては、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認められるように、規則等において、必要な事項を定める必要がある。
- ⑦ 各教育委員会は、研修の実施や教師用手引書の作成等により、教職員一人一人や学校の取組の充実を促す必要がある。
- ⑧ 各教育委員会は、教育相談が広く利用されるよう、相談窓口について、児童生徒、保護者等に対し、周知徹底を図る必要がある。また、教育委員会における教育相談の実施に当たって、相談の内容に応じ、医療機関など専門機関との連携が求められる。
- ⑨ 各教育委員会は、学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進したり、いじめの問題に関する家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携協力を図る必要がある。
- ⑩ 各教育委員会は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- ⑪ いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、各教育委員会は、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、各教育委員会や学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。

(2) 学校の取組について

- ① 各学校は、いじめの問題への取組について、それぞれの実情に応じた適切な点検項目に基づく定期的な点検を行い、点検結果を踏まえて取組の充実を図る必要がある。
- ② 点検は、管理職や生徒指導主事等の一部の教職員にのみ関係する点検項目を除き、基本的には全教職員で行い、点検結果やこれに基づく課題については、全教職員で共有した上で、取組の改善につなげる必要がある。

- ③ 各学校は、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法として、「アンケート調査」を実施した上で、これに加えて、各学校の実情に応じて、「個別面談」、「個人ノートや生活ノート」など教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用など、更に必要な取組を推進する必要がある。
- ④ 各学校は、いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む必要がある。また、各学校は、いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る必要がある。
- ⑤ 各学校は、いじめの問題に関する校内研修等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点などについて教職員間の共通理解を図り、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たる必要がある。
- ⑥ 各学校は、指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に際しては、教員間の適切な引き継ぎを行う必要がある。また、学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める必要がある。
- ⑦ いじめの問題解決のため、警察等の関係機関との連携が重要であり、各学校は、犯罪として取り扱われるべきと認められる、いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携や情報共有を行うことができるようにすることが重要である。

3. 学校評価及び教員評価における留意点について

いじめの問題に関しては、上記の事項に加え、学校評価及び教員評価の実施に際し、下記の点にも留意する必要がある。

(1) 各教育委員会等の取組

- ① 各教育委員会等は、いじめの問題に関する学校評価について必要な指導・助言を行うに際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組みされるよう留意する必要がある。
- ② 各教育委員会は、いじめの問題に関する教員評価について、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への指導・助言に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する必要がある。

(2) 各学校の取組

- ① 各学校は、いじめの問題に関する学校評価の実施に際し、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう、以下の評価項目・観点の例を参考に、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む必要がある。
 - ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
 - ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにしていじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
 - ・ これらの方針や取組について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
 - ・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され機能しているか。
- ② 各学校は、いじめの問題に関する教員評価について、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価に際し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する必要がある。

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
布村幸彦

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について（通知）

いじめ事案に関する学校と警察との連携については、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（平成24年11月2日付け文部科学省大臣官房子ども安全対策支援室長・初等中等教育局長通知）において、学校から警察へ適切に相談・通報し、警察と連携した対応を図ること等を求めているところです。本日、警察庁において、各都道府県警察の長等に対し、別添のとおり、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」（以下「別添通知」という。）が発出され、警察としても、いじめ事案への必要な対応を的確に行うため、これまで以上に学校との連携を強化しなければならないことなどが示されました。

別添通知においては、警察における、いじめ問題への対応に関する基本的な考え方が示されているほか、いじめ事案の早期把握について、「学校等との連携強化による早期把握」のため、積極的に進めるべき取組が具体的に示されています。ここに示された事項については、学校及び教育委員会等としても、主体的に警察と連携・協力し、取組を進めていただくべきものであると考えます。

また、別添通知においては、把握したいじめ事案について、警察として適確な対応を行うための配慮すべき点が具体的に示されていますが、学校及び教育委員会等が、警察における対応の考え方を理解し、いじめ事案に関して、警察に対し適切に連携を求めていくことは、重要なことです。

については、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、下記の事項に留意の上、別添通知について周知を図り、学校と警察の連携の一層の強化が図られるよう、御指導をお願いします。

記

1 警察との連携強化によるいじめ事案の早期把握（別添通知2（3）関連）

(1) 警察との情報共有態勢の構築

いじめ事案のうち、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合の警察への早期の相談や、特にいじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合の速やかな警察への通報に当たっては、学校や教育委員会と警察が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

① 連絡窓口の指定

警察との間で連絡窓口となる担当教職員を指定しておくこと。

② 学校警察連絡協議会等の活用

警察への相談や通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した早期の対応が可能となるよう相談等の促進を図ること。

また、学校警察連絡協議会等の場において、学校におけるいじめ問題に関する学校・教育委員会と警察との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

③ 警察との協定等の活用

学校・教育委員会と警察との相互連絡の枠組みに係る協定等において、連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより、連絡が一層円滑に行われるよう当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

(2) スクールサポーター制度の受入れ等

学校においては、警察署等に配置されているスクールサポーターによる学校訪問や校内巡回を求めるなど、積極的な受入れを図ること。

また、教育委員会等においても、退職警察官等を活用した取組を進めるとともに、スクールサポーター制度に類似した制度（生徒指導推進協力員など）を運用している場合には、その従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察との連携を図るよう努めること。

2 警察と連携したいじめ事案への適確な対応（別添通知4関連）

(1) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応

児童生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、直ちに警察に通報するとともに、学校においては、警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ること。

(2) いじめられている児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

警察においては、(1)の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、当該児童生徒又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めたときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理することとしていることから、その場合は、警察と緊密に連携しつつ、その捜査・調査活動に協力すること。

(3) その他のいじめ事案への対応

警察においては、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、当該児童生徒及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めない事案を把握した場合には、当該児童生徒又はその保護者の同意を得て、学校や教育委員会に連絡することとしている。こうした事案については、必要に応じて、警察に対し、加害児童生徒への注意・説諭、加害児童生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の協力を求めるとともに、対応状況や事案の経過について連絡するなど引き続き連携すること。

(4) いじめを受けた児童生徒に対する支援

いじめを受けた児童生徒の心のケアのため、特に必要と認められる場合には、学校に配置されているスクールカウンセラー等とスクールサポーター等が連携することにより、より効果的な心のケアが行われるよう努めること。

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長

警察庁生活安全局長

学校におけるいじめ問題への的確な対応について【写】

昨今、いじめを受けていた少年が自殺等深刻な事態に至ったという重大な事案が発生するなど、学校におけるいじめ問題をめぐり少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき事態が生じている。

学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により重大な結果に至る前に解決されるべきものであるが、警察としても、いじめ事案への必要な対応を適切に行うため、早期把握に努めていく必要がある。いじめ事案は学校を中心に発生することから、学校が認知したいじめ事案について適時・適切に連絡を受けることが必要不可欠であるなど、いじめ事案に的確に対応するためには、これまで以上に学校との連携を強化しなければならない。

そこで、各都道府県警察にあつては、下記のとおり、学校や教育委員会等とこれまで以上に緊密な関係を構築するなどして、学校におけるいじめ問題に的確に対応されたい。

なお、本通達は文部科学省と協議済みであることを申し添える。

記

1 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。以下同じ。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

2 いじめ事案の早期把握

(1) 少年相談活動による早期把握

少年相談活動は、学校におけるいじめ事案（以下単に「いじめ事案」という。）に関する情報が警察に寄せられる機会であり、事案を早期に把握する上で重要であるため、次の点に配意して活動を推進すること。

ア 少年相談活動の周知

警察の少年相談活動においていじめ事案に関する相談にも対応していることについて、非行防止教室等の様々な機会を活用して、少年や保護者に対して積極的に周知すること。また、少年サポートセンターの警察施設外への設置や少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等を引き続き推進するとともに、これら相談窓口についても周知を図ること。

イ 相談内容等の的確な把握

いじめ事案に関する相談が寄せられた場合には、事案の内容や被害少年の置かれている状況を的確に把握するため、事案の経過、その具体的な内容等を可能な限り詳細に聴取すること。そのため、まず第一に、相談者の心情に配意した対応を行い、相談者との信頼関係の構築に努めること。

ウ 的確な対応

把握した事案の内容等に応じ、相談者の立場に立った適切な指導・助言を行うとと

もに、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡の上、連携した対応を迅速に行う旨説明するなど、相談者に安心感を与えられるよう努めること。

エ 担当職員の対応能力の向上

相談者と信頼関係を築き、安心感を与えられる対応を可能とするよう、少年の心理等に関する知識やカウンセリング技術の習得・向上を図るための各種教養や部外研修の受講機会を拡充するほか、いじめの実態等に関する知識を習得させるなど、少年相談活動に従事する職員のいじめ事案に関する相談への対応能力の向上を図ること。

(2) その他の警察活動を通じた早期把握

少年の問題行動の背景にいじめがある場合もあり得ることから、いじめ事案の早期発見を図るため、非行少年の取調べや不良行為少年の街頭補導のほか、地域警察官の街頭活動を始めとするあらゆる警察活動に際し、いじめが潜在している可能性を念頭に置いて活動するよう努めるとともに、いじめ事案に関する情報を把握した場合には、少年警察部門に情報集約すること。

(3) 学校等との連携強化による早期把握

ア 学校等との情報共有態勢の構築

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案について学校から相談等があった場合には、警察としても、学校や教育委員会等（以下「学校等」という。）と連携して必要な対応を適確に行わなければならないが、そのためにも、警察と学校等が日頃から緊密に情報共有できる態勢の構築が重要であることから、次の取組を積極的に進めること。

(ア) 連絡窓口の指定

警察と学校等との間で連絡窓口となる担当職員を指定しておくこと。

(イ) 学校警察連絡協議会等の活用

いじめを行っている少年に対して学校で指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難である場合において、当該少年の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、学校から警察に早期に相談することとされており、特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要がある（「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する学校からの相談・通報への適確な対応について」（平成24年11月2日付け警察庁丁少発第180号）参照）ところ、これらの相談・通報が確実に行われるよう、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合には積極的に一報するよう申し入れるなど、連携した対応が早期に可能となるよう相談等の促進を図ること。

あわせて、学校警察連絡協議会等の場において学校におけるいじめ問題に関する警察と学校等との連携について具体的に協議を行うなど、学校警察連絡協議会等の活性化を図ること。

(ウ) 警察と学校等との協定等の活用

警察と学校等との相互連絡の枠組みに係る協定等における連絡対象事案として犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を盛り込むことにより連絡が一層円滑に行われるよう、当該協定等について必要な見直し等を行うこと。

イ スクールサポーター制度の活用

スクールサポーターは、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たしていることから、スクールサポーター制度の拡充に努めるとともに、警察署等に積極的に配置し、次の活動を行わせるなどして活用を推進すること。また、教育委員会等においてスクールサポーター制度に類似した制度を運用している場合には、当該教育委員会等に対し、退職警察官の採用、従事者と警察署等との情報交換を行うための連絡協議会の開催等を通じて確実に警察と学校等との連携が図られるよう強く要請すること。

(ア) 学校への訪問活動の強化による情報の収集

学校への訪問活動を強化し、校内の巡回、教員等からの聞き取り等により、い

じめを始めとする少年の問題行動等に関する情報収集に努めるとともに、把握した情報については、学校及びスクールサポーターが配置された警察署等（以下「配置署等」という。）に確実に連絡・報告すること。

なお、活動を通じて、保護者等からいじめ事案に関する相談を受けた場合には、相談者の立場に立った適切な指導・助言を行うこと。

- (イ) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する速やかな連絡等犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案を認知した場合には、学校及び配置署等に速やかに連絡・報告するほか、警察に相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合等には必要な助言を行い、警察と学校等が連携して早期に対応できるよう努めること。

3 いじめ事案に関する情報の集約及び共有等

(1) 管轄署への情報の集約

いじめ事案への対応は学校等との連携を密にして行う必要があることから、いじめ事案に関する情報を学校の所在地を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）以外の警察署等が把握した場合には、その内容を速やかに管轄署に連絡すること。

(2) 関係する警察署等における情報の共有等

被害少年の求め等により管轄署以外の警察署等がいじめ事案への対応を主として行う場合には、管轄署にその旨連絡した上、管轄署及び対応を行う警察署等は、当該事案に関する必要な情報を共有するなどして、引き続き緊密に連携すること。

4 把握したいじめ事案への適確な対応

把握したいじめ事案については、事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、次の点に配意して、警察として適確な対応を行うこと。

(1) 被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案への対応

被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手するとともに、学校等に対しても被害少年の保護のため必要な措置を要請するなど、被害の更なる深刻化の防止を図ること。

(2) 被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案への対応

- (1) の重大ないじめ事案に当たらない事案であっても、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、被害の届出を即時受理した上、学校等と緊密に連携しつつ、被害少年の立場に立った捜査・調査活動を推進すること。

なお、警察による捜査等を契機として加害少年から謝罪等がされた結果、被害の届出が取り下げられるなどにより、立件に至らない場合もあり得るが、いじめ事案の円満な解決に寄与すること自体が被害少年の立場に立った警察活動であるという認識を捜査幹部・捜査員に徹底すること。

(3) その他のいじめ事案への対応

被害少年の生命・身体の安全が脅かされていたり、そのおそれが高いとは言えない事案であって、被害少年及びその保護者ともに警察で犯罪行為として取り扱うことを求めないものについては、一義的には、教育現場における指導により解決されるよう、その対応を尊重することが適当である。そのような事案を警察で把握した場合には、被害少年又はその保護者の同意を得て、学校等に連絡の上、必要に応じて、加害少年の健全な育成を図るため注意・説諭をするほか、学校が加害少年に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催等の適切な支援を行うとともに、学校等から対応状況や事案の経過について引き続き連絡を受けるなど、緊密に連携すること。

なお、学校等が加害少年に繰り返し指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、スクールサポーターを常駐させ、また、被害少年や保護者の意向を再度確認するなど、警察としてのより主体的な対応を検討すること。

(4) 被害少年に対する支援

被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等により、カウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、支援をより効果的に実施するため、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーター等の活用を図ること。

また、スクールサポーターによる被害少年への助言等についても、学校に配置されたカウンセラー等や少年補導職員等の行うカウンセリング等と連携して効果的に行うよう努めること。

【通知文8】

6 文科初第 1137 号
令和 6 年 8 月 30 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校及び高等専門学校を置く各公立大学法人理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
私立高等専門学校を設置する各学校法人の長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎
(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局長
茂 里 毅
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司
(公 印 省 略)

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

文部科学省では、平成 29 年 3 月に、学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を策定いたしました。

しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、昨年度より、学校関係者や各種職能団体等の関係団体からの有識者で構成されている「いじめ防止対策協議会」において検討を行い、このたび、重大事態ガイドラインの改訂を行いました。

今回の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、今後、重大事態ガイドラインに沿った、適切な御対応をお願いいたします。

また、重大事態ガイドラインの改訂について、十分に御了知の上、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び専修学校等、域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して、都道府県知事にあっては、所轄の私立学校、専修学校等、学校法人に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人理事長にあっては、設置する附属学校（専修学校を含む。）及び公立高等専門学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては、設置する国立高等専門学校に対して、私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては、設置する私立高等専門学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては、認可した学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては、所管の専修学校に対して、それぞれ周知いただくとともに、いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう、お願いします。

なお、「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）」（平成 28 年 3 月 11 日付け 27 文科初第 1576 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、本通知については、こども家庭庁とともに、各都道府県・指定都市のこども政策担当部局に対しても連絡していることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

(1) 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応にあたって、平時から実行的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して、対応をとるよう必要な取組を実施すること等を記載。

(2) 学校等のいじめにおける基本的姿勢

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであることから、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要であることを明記。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であること等を明記。

(3) 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について

児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行うことを記載。また、申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載。

(4) 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案等、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載。

(5) 加害児童生徒を含む、児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明

調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、事前説明の手順、説明事項を詳細に記載。

(6) 重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載。調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記。

(その他)

- ・各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

2. 留意事項

(1) 重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものであるため、各教育委員会等におかれては、添付資料等を活用し、重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに、例えば、年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、学校いじめ防止基本方針はもとより、法、基本方針、生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど、平時から、
実効的な取組を行うよう努めること。

(2) チェックリストの活用について

各学校等においては、別添 3 のチェックリストを活用し、今回のガイドラインの改訂内容を踏まえた、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うこと。

なお、各学校等の実情に合わせ、本チェックリストについて編集等することを念頭に、編集可能なファイルで配布していること。

(3) 文部科学省主催オンライン説明会について

文部科学省において、重大事態ガイドラインの改訂内容を首長部局、教育委員会及び

学校関係者に対して周知を行うために、オンライン説明会の実施を予定していること。
詳細が決まり次第、連絡を行うが、オンライン説明会前においても、改訂後の重大事態ガイドラインに沿って、適切に対応すること。

(4) その他

令和6年8月30日の時点で既に重大事態調査が開始されている場合においても、個別の事案の進捗状況等に応じて、改訂後の重大事態ガイドラインを踏まえて対応すること。

【添付資料】

- 別添1 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（概要）
- 別添2 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）
- 別添3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

【参考資料】

【生徒指導提要（改訂版）】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育児童生徒課 生徒指導室

【参考】

法・基本方針の関連する規定

● いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは《参考》法・基本方針の関連する規定、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第2章 いじめ防止基本方針等

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対

策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第19条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

第4章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等につ

いていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第28条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該

調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第29条 国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。)が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、前条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十四条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの

権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果につい

て調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

（高等専門学校における措置）

第35条 高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

● いじめ防止等のための基本方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文科科学省）」により適切に対応する。

i) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当る。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、国立学校は国立大学法人の学長を通じて文科科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執

行役を通じて認定地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

④ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構することを旨とし、遺族の気持ちに

十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」

（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供

について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

ii) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

② 調査結果の報告

調査結果については、国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

i) 再調査

上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調

査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・都道府県知事に新たな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・都道府県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。【再掲】

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする事とされている。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

● 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第1節 総則

（定義）

第16条 この章及び第8章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 2 この章及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等
 - 四 地方独立行政法人
- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
- 5 この章、第6章及び第7章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第41条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第6章及び第7章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第43条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第6章及び第7章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

（利用目的の特定）

第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四～六 (略)

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 (略)

2～6 (略)

第5章 行政機関等の義務等

第1節 総則

(定義)

第60条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。)をいう。)又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。)をいう。)(以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

- 2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- 一 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
 - 二 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 行政機関情報公開法第13条第一1若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
 - 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に依じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第三号及び第四号、第69条第2項第二号及び第三号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

引用・参考文献

- 「生徒指導提要」 令和4年12月 文部科学省
- 「いじめ問題への取組の徹底について（通知）」 平成22年3月 文部科学省
- 「いじめ防止対策推進法」 平成25年6月交付
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」
平成25年10月11日（文部科学大臣決定）
平成29年3月14日（最終改定）
- 「奈良県いじめ防止基本方針」 平成28年3月 奈良県
- 「奈良県いじめ防止基本方針」〔改訂版〕 令和7年3月奈良県
- 「いじめ防止等のための基本的な方針」
平成26年3月（平成30年3月改訂）長野県・長野県教育委員会
- 「いじめの防止等に関する基本的な方針」
平成29年10月 八王子市教育委員会
- 「熊本市いじめの防止基本的方針」 平成26年3月 熊本市
- 「いじめ問題対応ハンドブック」 和歌山県教育委員会
- いじめのサイン「発見シート」 文部科学省
- 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」
（「いじめ問題への取組の徹底について」平成18年10月19日付け18文科初第711号）
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」
令和6年8月改訂版 文部科学省



斑鳩町「いじめ防止基本方針」

斑鳩町教育委員会
令和4（2022）年4月
（令和7年4月1日 改訂版）